

各位

会社名 グリー株式会社
 代表者名 代表取締役社長 田中 良和
 (コード番号：3632 東証第一部)
 問合せ先 取締役執行役員常務 秋山 仁
 管理統括本部長
 (TEL. 03-5770-9500)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 8 月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 9 月 26 日開催予定の第 10 回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の当社の事業内容の多角化、新規事業への進出等に対応するため、事業の目的事項を変更するものであります。(変更案第 2 条)
- (2) 経営体制の充実を図るため、取締役の中から会長等の役付取締役を選定できることとし、また、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を取締役会長に変更するものであります。(変更案第14、22、23条)
- (3) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。(変更案第35、36条)

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～30. (条文省略) <u>31. 旅行業法に基づく旅行業及びその代理業</u> <u>32. 療術業</u> (新設) (新設) (新設) (新設) <u>33. 上記各号に付帯又は関連する一切の業務</u>	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～30. (現行どおり) (削除) <u>31. (現行どおり)</u> <u>32. 各種旅行の企画、立案及び販売並びに旅行業、旅館業及びその代理業</u> <u>33. 宅地建物取扱業</u> <u>34. 建設業</u> <u>35. 一般乗用旅客自動車運送事業</u> <u>36. (現行どおり)</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>取締役社長</u>がこれを招集し、かつ議長となる。</p> <p>2 取締役<u>社長</u>に欠員又は事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順位に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき<u>取締役会長</u>がこれを招集し、かつ議長となる。</p> <p>2 取締役<u>会長</u>に欠員又は事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順位に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>取締役社長1名</u>を選定する。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役副会長、取締役社長及びその他役付取締役</u>を選定することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、かつその議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順位に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、かつその議長となる。<u>取締役会長</u>に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順位に従い、他の取締役がこれにあたる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p><u>3 当社は、会社法第329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p><u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>